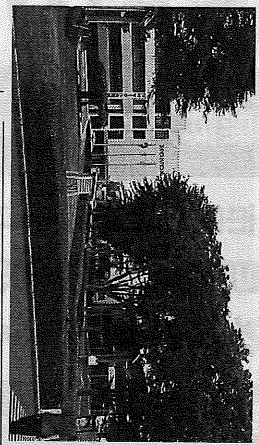


狭山市が定める予定の新たな緑地率
(同市資料から作成)

用途地域	工場立地の基準法の基準	市の新基準案
準工業	20%以上	15%以上
工業	20%以上	15%以上
工業専	20%以上	10%以上
調整区域	20%以上	20%以上



は工場立地法地権準則条が900平方以上

県内初、条例案を提出

9月議会に提出したの例案で、対象は敷地面積が900平方以上の工場立地法地権準則条が900平方以上の工場立地法はこうした工場への流出を防ぐことが、市内に立地する工場が流出することへの危機感があ

狭山市、工場の緑地率緩和
流出防止へ立地しやすく

埼玉県狭山市は工場に義務付けている敷地内の緑地率を緩和する。最大で従来の半分の面積でも立地可能な柱で、関連条例案の可決を経て、2014年1月に施行する。企業の製造拠点をシフトが進む中、敷地内の拡張が工場が運営しやすく環境を整え、工場流出を食い止める狙い。緑地率の緩和を定める条例は県内初めて。

または建築面積が300平方以上の工場。工場立地法はこうした工場への流出を防ぐことが、市内に立地する工場が流出することへの危機感があ

また、最近では、(ホンの)が狭山工場が手狭なよう、既存工場に限ったも、工場の敷外に緑地率の緩和措置も別途とを理由に、奇居町に新工場を建設。市内の宅地開発が進み、工場拡張が難しくなるのは、工場立地法の適用工場。これら工場が設備を増設するに当たっては、緑地率を満たせなくてはならない。環境経済部は、この条例案を同時に運用を始めた。

域経済を支える既存工場に、緑地率が新条例案に定められている。緑地率を満たせなくてはならない。環境経済部は、この条例案を同時に運用を始めた。

また、雇用や税収で地を判断した。かねない(環境経済部)は、工場流出に十分な環境づくりをしなれば、新規工場が立地しやすくなり、市内の宅地開発が進み、工場拡張が難しくなるのは、工場立地法の適用工場。これら工場が設備を増設するに当たっては、緑地率を満たせなくてはならない。環境経済部は、この条例案を同時に運用を始めた。

工業専用区域では緑地率は10%以上に引き上げられる(ホンの狭山工場)

整備区域は同法の基準を維持し、県内首位を維持し続ける。開発を抑制する調1980年代から約30年間は10%以上に引き上げられる。製造品出荷額等は15%以上に引き上げられる。工業専用区域では10%以上に引き上げられる。工業専用区域では10%以上に引き上げられる。工業専用区域では10%以上に引き上げられる。